

静岡労働局発表  
令和5年11月13日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室  
室長 横山 仁之  
賃金指導官 太田 忠浩  
(電話)054-254-6315

## 静岡県特定最低賃金の改正を決定しました

～3業種について33円引き上げ(令和5年12月21日から)～

静岡労働局(局長 笹 正光)は、静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)から答申を受けた静岡県特定最低賃金(\*)に関し、下の静岡県特定最低賃金改正答申一覧表のとおり改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

(\*)「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額984円)よりも金額が高い最低賃金を定めることが必要と認められた業種について設定されている最低賃金です。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

特定最低賃金名	改正金額 (時間額)	現行金額 (時間額)	引上額	効力発生日
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	1,012円	979円 ( )	33円	令和5年 12月21日
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	1,028円	995円	33円	
静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	997円	964円 ( )	33円	

( ) 「静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金」又は「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用される労働者については、令和5年12月20日までは静岡県最低賃金(時間額984円)、12月21日からは特定最低賃金が適用されます。